

宇部市地域公共交通計画改定支援業務委託仕様書

1 業務名

宇部市地域公共交通計画改定支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和4年3月に策定した宇部市地域公共交通計画の計画期間が、令和8年度までであることから、現行計画の評価検証などの現状診断や地域交通が目指す姿の設定、施策の設定等を取りまとめて、新たな交通政策の指針となる「宇部市地域公共交通計画」と改定するため、高い専門性や論理的構成力等を有する事業者へ改定支援を委託し、円滑に遂行することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

ただし、令和8年11月30日（月）までに、改定案を作成し提出すること。

4 業務の対象区域及び計画の期間

業務の対象区域は、宇部市の市域内とし、必要に応じて周辺地域を含める。

計画期間は、令和9年度～令和13年度の5年間とする。

5 業務内容

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に則り、地域公共交通計画の「アップデートガイドダンス」等を参考に、本市の地域の実情に即した持続可能な公共交通について調査・検討し改定を行う。

なお、業務内容は、改定に必要と思われる事項を示したものであり、専門的見地から有益と思われる業務については、仕様書に定めのない業務についても契約限度額の範囲内で提案可能とする。

(1) 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案する。

(2) 現状診断

ア 現行計画の評価検証

現行計画の事業の実施状況、各種評価指標に基づく目標の達成状況の検証を行う。

イ データを活用した地域交通の現状把握

移動の出発地・目的地の分布状況の把握、交通空白地域の実態や上位・関連計画の「公共交通軸」との整合、交通サービスの需要と供給ギャップ、現在の交通サービスでは顕在化していない需要等の地域交通の現状を把握するため、各種モビリティデータを収集・整理し、GISを活用したデータの重ね合わせによる可視化、分析方法の検討を行うこと。

なお、収集・整理するデータについては、e-Stat統計地理情報システムや国土数値

情報、G T F S等のオープンデータや地方公共団体の保有する都市・交通に関連するデータを活用することを想定する。また、令和6年に本市が実施した「宇部市公共交通サービス水準調査・検討」や、「日常の外出や公共交通に関するアンケート調査」の結果のデータも活用すること。

<モビリティデータの例>

現状把握の視点	収集・整理するデータ例
人口情報	居住（夜間）人口、高齢人口、従業者数 等
地域特性情報	事業所・従業者数、立地適正化計画で定めた拠点・軸、施設分布情報（医療機関・福祉施設、学校、お出かけ先、観光資源）等
交通ネットワーク情報	鉄軌道・バス・タクシー・デマンド交通・公共／日本版ライドシェアなどの系統・区域情報、サービスレベルの情報 等
交通サービス利用情報	鉄軌道・バス・タクシー・デマンド交通・公共／日本版ライドシェアなどの停留所（もしくは乗降場所）別乗降人数・停留所（もしくは乗降場所）間流動 等
潜在需要情報	将来の人口動向、将来の開発計画、交通手段別の発生集中交通量・分布交通量、逸失需要 等

<データによる可視化のイメージ>

可視化する内容	重ね合わせる情報・データ				
	人口	地域特性	交通ネットワーク	交通サービス利用	潜在需要
移動の出発地・目的地の分布状況	●	●			
交通空白地域の実態	●	●	●		
上位・関連計画の「公共交通軸」との整合	●	●	●		
交通サービスの需要と供給ギャップ	●	●	●	●	
現在の交通サービスで顕在化できていない需要	●	●	●	●	●

ウ 地域交通の課題の洗い出し

現状把握の結果を踏まえて、地域交通の課題を洗い出し、対策の方向性を合わせて検討を行う。地域交通の課題の洗い出しにあたっては、以下の観点に着目して検討すること。

地域交通の課題の洗い出しの観点	
公共交通軸と拠点の充実・保証	拠点間における移動サービスとしての品質が保証されているか ・沿線の移動需要に見合った、ある程度まとまった利用がなされているか
交通空白地域における移動の確保	活動のニーズに合った移動手段の性能が保証されているか ・「交通空白」の有無や分布状況 ・移動が不便で活動しにくい状況に陥っている地域があるか
持続可能性・実現可能性の確保	地域にとって持続可能なサービス・体制が構築されているか ・必要となる費用が継続的に捻出できているか

	・取組が有効に機能しているか
--	----------------

エ 現状診断のとりまとめ

地域全体が目指す姿の確認にあたって、総合計画や立地適正化計画等の上位・関連計画等の政策方針を踏まえた検討や整理を行うこと。

また、地域全体が目指す姿に向けて、「公共交通軸と拠点の充実・保証」や「交通空白地域における移動の確保」の観点から、地域交通の課題を取りまとめ、優先順位の高い課題の検討・提案を行うこと。

(3) 地域交通が目指す姿の設定

現状診断の結果や、上位・関連計画で設定する拠点や公共交通軸等を踏まえて、「公共交通軸と拠点の充実・保証」や「交通空白地域における移動の確保」の観点から、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）をとりまとめる。とりまとめにあたっては、公共交通軸や拠点が明示された地域交通ネットワーク（交通体系図等）を作成すること。

(4) 施策の設定

地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を実現するため、現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、それに対応する対策類型を整理する。

ア 課題解決に資する対策の整理

「公共交通軸と拠点の充実・保証」、「交通空白」における移動の確保の観点から、利用者や事業者等の施策に関わる関係者の目線で課題の要素を検討・整理する。

また、課題の要素に対応する対策を検討・提案する。

イ 施策のとりまとめ

検討結果を踏まえ、施策の実現性や既存事業の進捗状況、予算制約、関係者の目線等を考慮して実施施策を設定する。施策の設定にあたっては、施策事例を参考にした提案を含め、施策の具現化に向けた必要な関係者やスケジュール、地域公共交通利便増進事業としての実施が見込まれるか検討を行う。

(5) K P I ・目標値の整理

「公共交通軸と拠点の充実・保証」「交通空白地域における移動の確保」「持続可能性・実現可能性の確保」の観点からK P I となる指標を整理する。

K P I の設定にあたっては、データの取得等の継続的なモニタリングが可能となる点に留意し、合わせて、短期（数か月～1年単位）、中長期（1年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

また、設定したK P I については最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

(6) 改定案のとりまとめ

成果をとりまとめ、改定案を作成する。

(7) 成果報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画

書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

(8) 打合せ

業務を円滑に進めるため、必ず業務責任者が立ち合いの上で、十分な回数の協議を実施するものとする。なお、打合せ協議については対面形式、オンライン形式の別は問わないものとする。

また、協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめるものとする。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 宇部市地域公共交通計画（案）・・・令和 年 月 日までに電子データにより提出
- (2) 業務報告書・・・電子データ及び紙ベース（A4版）により1部提出
- (3) 上記及び収集した資料等・・・電子データにより提出

※電子データは、発注者が活用できるようPDFファイルだけではなく、オリジナルファイル（.docx、.xlsx、.pptx、.shp等）とし、表やグラフ等はExcelデータに別途取りまとめて納品すること。

7 業務にあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務実施に当たり、関連する法令等を順守しなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3) 所有権等

成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。

(4) 打合せ

受託者は、市担当者と緊密な連携を取り、適宜打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

(5) 業務の保証

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

(6) 参考資料等の貸与

本市が貸与する資料等について、受託者に無償で貸与するが、業務完了後、速やかに返却すること。

なお、万一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

(7) 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

(8) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。